

令和7年4月1日付けで、

「特定一般教育訓練給付」の対象講座として下記の研修が指定を受けました。

令和7年度から対象となります。

※指定教育訓練者名：公益社団法人大阪介護支援専門員協会

※教育訓練施設名：公益社団法人大阪介護支援専門員協会

※教育訓練講座の名称及び指定講座番号：下記表のとおり

指定講座名／指定番号	介護支援専門員再研修/2722024-2510013-3
	介護支援専門員更新研修未経験者向け/2722024-2510023-6
	主任介護支援専門員研修/2722024-2510033-9
	主任介護支援専門員更新研修/2722024-2510043-1

(記載されていない研修は対象外となりますので、ご注意ください。)

特定一般教育訓練給付金の支給申請手続きについて

令和7年4月から、「大阪府介護支援専門員再研修」「大阪府介護支援専門員更新研修未経験者向け」及び「大阪府介護支援専門員主任研修」、並びに、「大阪府介護支援専門員主任更新研修」は、厚生労働大臣が指定する特定一般教育訓練対象講座となりました。受講者が指定教育訓練実施者に対して支払った教育訓練経費（受講料）の最大50%に相当する額がハローワークから支給されます。

特定一般教育訓練給付金を受給するためには、**特定一般教育訓練受講開始前にハローワークでの訓練前キャリアコンサルティング、ジョブカード交付を受けることが必要です。**

受給を希望される場合は、受講開始日【実施日程開始日】の2週間前までにハローワークで受給資格確認等の必要な手続きを行ってください。

(1) ハローワークでの手続きの期限

上記受講開始日の2週間前までに手続きをしてください。(時間がかかる場合があり、余裕を持って(概ね1か月前に)ハローワークに確認してください。)

(2) 受講開始日・受講終了日

・受講開始日は、同封の「受講日程通知書」に記載する実施日程開始日の前日です。

※令和7年6月19日(木)が実施日程開始日の場合、受講開始日は令和7年6月18日(水)となります。

・受講修了日は、研修最終日です。

⇒研修最終日の翌日から起算して1か月以内に支給申請を行います。(支給申請が1か月を過ぎる場合、ハローワークに相談してください。)

(3) 受給資格確認時に必要な書類等

詳細はハローワーク窓口(原則本人の住所を管轄するハローワーク)にご確認ください。

(参考)

大阪府内のハローワーク		https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-hellowork/list/_77233.html
特定一般教育訓練給付金のご案内		https://www.mhlw.go.jp/content/001310414.pdf